

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う
AHA-BLS コース受講に関する特別措置について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、AHA-BLS コースの開催中止・延期が報告されております。

本来であれば、申請する年の5年前の6月1日から申請する年の5月31日までに受講し、認定を受けている必要がございますが、開催中止・延期の状況を鑑み、第45回認定医試験に限って下記の特別措置を講じることといたしました。

令和2年5月31日までに受講予定であったBLSコースが新型コロナウイルスの感染拡大に関連する理由で開催中止・延期された場合については、半年間の猶予期間を設け、令和2年11月30日までに受講し認定を受けることで認めることになりました。

上記の特別措置の適用を希望される場合は、認定医試験の申請書類にプロバイダーカードの写しの代わりに書式は問いませんので、特別措置の適用を希望する旨をA4の用紙に記入の上同封して下さい。

なお、AHA-BLS コースの受講・認定が、認定医試験の合格判定の後になる場合、認定医の認定は、学会でAHA-BLS コースの受講・認定の確認が取れた時点となりますので、予めご承知おき下さい。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
認定医審査委員会
委員長 宮脇 卓也